

平成18年4月から 介護保険料が変わりました

市では、高齢化・少子化が進む中で、活力ある高齢化社会の実現と全ての市民が満足感をもっていきいきと暮らせるまちづくりをめざし、「第三期高齢者保険福祉計画（介護保険事業計画）」（平成18年度～20年度）を策定しました。

計画では、4月から改正された介護保険制度に対応した新たなサービスの提供や、サービスのより一層の充実を図るため、介護保険料を次のとおり改定しました。

なお、東城地域にお住まいの方の介護保険料は、保険料の激変緩和措置として平成17年度に限り独自の保険料を賦課していましたが、18年度から保険料を統一します。

※平成18年度から、保険料率の段階が5段階から6段階になりました（低所得者の方に配慮し、これまでの第2段階を第2段階と第3段階に細分化）。

18年度からの介護保険料

保険料率段階	対象者	東城地域以外に住所を有する方の介護保険料		東城地域に住所を有する方の介護保険料	
		改定前	改定後	改定前	改定後
第1段階	●生活保護受給者 ●老齢福祉年金受給者で市民税世帯非課税	1,678円	1,703円	1,182円	1,703円
第2段階	市民税世帯非課税で、高齢者本人が年金収入80万円以下で年金以外に所得がない者等		1,703円		1,703円
第3段階	市民税世帯非課税で、第2段階に該当しない者	2,516円	2,554円	1,773円	2,554円
第4段階	市民税世帯課税で、高齢者本人が非課税の者	3,355円	3,405円	2,364円	3,405円
第5段階	市民税本人課税 (合計所得金額200万円未満)	4,194円	4,256円	2,955円	4,256円
第6段階	市民税本人課税 (合計所得金額200万円以上)	5,033円	5,107円	3,546円	5,107円

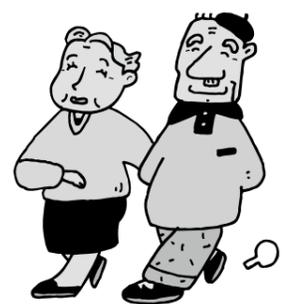
【税制改正に伴う保険料の激変緩和措置】

平成17年度税制改正により、「高齢者の非課税限度額」が廃止されたことにより、市民税世帯非課税の高齢者の方が市民税世帯課税になったり、市民税本人課税となるなど、保険料率の段階が二段階以上引上げられる方が生じます。

これらの方の保険料については、平成18・19年度の2年間、次のような激変緩和措置があります。

パンフレットを各戸配布します

4月からの介護保険制度の主な改正点や制度のしくみ、介護サービスの利用方法などを冊子にまとめた「介護保険のわかりやすい利用の手引き」を作成し、各戸配布します。ご覧ください。



区分	保険料(月額)		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度
第4段階の保険料率が摘要される方で、第1段階からの激変緩和対象者	2,247円	2,826円	3,405円
第4段階の保険料率が摘要される方で、第2段階からの激変緩和対象者	2,247円	2,826円	3,405円
第4段階の保険料率が摘要される方で、第3段階からの激変緩和対象者	2,826円	3,099円	3,405円
第5段階の保険料率が摘要される方で、第1段階からの激変緩和対象者	2,554円	3,405円	4,256円
第5段階の保険料率が摘要される方で、第2段階からの激変緩和対象者	2,554円	3,405円	4,256円
第5段階の保険料率が摘要される方で、第3段階からの激変緩和対象者	3,099円	3,677円	4,256円
第5段階の保険料率が摘要される方で、第4段階からの激変緩和対象者	3,677円	3,950円	4,256円

■問い合わせ 社会福祉課介護保険係 ☎0824-73-1167

在宅高齢者 紙おむつ購入助成券を交付

市では、紙おむつを必要とする重度の要介護者を在宅で介護している同居家族などに対して、その経済的負担の軽減を図るため、在宅高齢者紙おむつ購入助成券を交付しています。

交付を受けるには申請が必要ですので、必要な方は申請をお願いします。

- 交付枚数 (1枚3,000円分)
- 申請月 交付枚数
 - ① 4月～6月……………25枚
 - ② 7月～9月……………20枚
 - ③ 10月～12月……………15枚
 - ④ 1月～3月……………10枚

■在宅高齢者の該当要件

- ① 市内に住所を有し、現に居住し、紙おむつを必要とする状態にある人
- ② 申請時に、要介護認定で要介護3、4または5と判定されている人

■交付対象者

該当要件の①、②のいずれにも該当する人を在宅で介護している同居家族で、申請時にその世帯が市民税非課税の場合に交付します。

※世帯の課税状況を把握するため、同居の判断は原則として住民票情報により行います。これにより、住所が同じでも住民票上で別世帯となっている場合は交付対象外となる場合があります。※施設に入院・入所している間などは使用できません。使用の事実がわかった場合、助成額の一部または全額を返還していただきます。

- 申請に必要な書類 (各支所担当課にありません)
- ① 在宅高齢者紙おむつ購入助成券交付申請書(居宅介護支援事業者等の確認印が必要です。)
 - ② 印鑑

- 申請時期 随時
- 問い合わせ
- 社会福祉課介護保険係 ☎0824-73-1167
 - 西城支所保健福祉課 ☎0824-821-2202
 - 東城支所保健福祉課 ☎08477-215131
 - 口和支所保健福祉課 ☎0824-871-2114
 - 高野支所保健福祉課 ☎0824-861-2114
 - 比和支所市民生活課 ☎0824-851-3002
 - 総領支所市民生活課 ☎0824-881-3110
- ★市内居宅介護支援事業所にも申請書があります。

